

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>5－7 有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲの(1)から(3)までに掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第 1 の 2 (1)「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第 1 の 4 (1)「募集の条件」又は第 1 の 5 「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。</p>	<p>5－7 有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲの(1)又は(2)に掲げる方法により行われる場合には、有価証券届出書の様式中第一部第 1 の 2 (1)「募集の方法」の「その他の者に対する割当」、第 1 の 4 (1)「募集の条件」又は第 1 の 5 「新株予約権付社債に関する事項」の欄の欄外にそれぞれ該当する概要を注記することに留意する。</p>